

家族意識の変容過程

— 親の離婚を経験した子どもの事例調査から —

梶 井 祥 子

1. はじめに

本稿は、親の離婚を経験した子どもたちへのインタビュー調査（質的調査）から、離婚によって家族の形態が変化するなかで子どもの家族意識がどのように調整あるいは修正されるのか、その過程を明らかにしようとする試みである。それはまた、子どもの視点から「近代家族Modern family」の意味づけを逆照射することにつながるだろう。

これまでの家族論は、どちらかと言えば大人の女性（妻・母）を中心に据えた議論が隆盛であった。例えば、家族の「個人化」「自立」「ライフスタイル化」「ネットワーク化」という議論は、牧野も指摘するように、家族の主たる構成員が大人であることを前提としているように感じられる（牧野、1999）。筆者は、子どもも家族の構成員として大人に対してパートナーシップを持ち得る存在であるという立場である。

周知のようにわが国の離婚率は1990年代以降に再び増加傾向を示した。単純に言えば、離婚件数は全婚姻件数の三分の一ほどに達しており、離婚する夫婦の結婚年数の平均は10年を越え、離婚する夫婦の6割には未成年の子どもがいる。親の離婚に巻き込まれる子どもの総数は、ここ数年では

年間25万人を上回る。離婚の当事者は夫婦とされるが、実際には「子ども」も離婚によって大きな影響を受ける（影響を与える場合もある）当事者である。

このような状況にありながら、家族社会学における「離婚研究」はその蓄積が多いとは言えない。子どもの視点に立った離婚研究はさらに少ない。調査対象者へのアプローチが困難であることもその理由のひとつであろうが、離婚によって家族が解体され、それを家族の消滅であるとするような従来の捉え方にも大きな原因があったと思われる。本稿では、離婚によって家族の形態は変化するが、「心理的家族」は残りつづけるという視点をとっている。子どもにとって、親の離婚は一過的な出来事ではあり得ず、「長い期間にわたる調整過程（丸山、1999）」として彼らの家族意識形成に作用するのである。

家族は、拡張と縮小、出会いと別れをたえず経験しながら、時間の経過とともに変化する。そのような形態の変化を家族過程として把握し、そのなかで家族意識がどのように変容するのか、形態と意識のズレが生じる様態も本稿で明らかになるだろう。

2. 先行研究

80年代から家族に関する「危機」や「揺らぎ」の言説が顕著に現れるようになった。家族の実態とそこに生きる人々の意識の間に、何かしらの乖離があるということも顕在化する。このような「家族」の状況を背景に、「家族として認知する範囲に関する研究」の流れが定着した。家族は、固定した形態をもつものではなく、個々人の主観的な意識に拠って構築される「現象」として考えうるという視点が確立してきたわけである。家族を構成する当事者にいちいち「家族の境界」を問うてみるのが必然性を帯びることとなった。

山田昌弘（1988年）は、計量的調査のなかで、人々に家族の境界を問う

ている。そこでは、それぞれが「主観的家族像」を持っていることが確認される。山田のまとめによれば、家族として意識する基準は①血縁、②家族としてすべき活動を一緒にしている、③情緒的に愛着を感じるの3点である。人々はこの基準を選択的に使用することで、自らの家族関係を形成しているらしいということが指摘されている。

上野千鶴子らは、1990年に質的調査を行っている。そこでは、「あなたはどの範囲の人々（モノ・生きものetc.）を『家族』と見なしますか、あなたの家族は誰ですか」というシンプルな質問をして、そこから帰納的に家族を定義する根拠を求めるという手法がとられた。上野は「ファミリー・アイデンティティ（略してF I）」という用語を「家族を成立させている意識・家族とする“境界の定義”」と定義し、分析概念として使用することを提起した。上野の調査の目的は、家族が「家族である」と意識される時の根拠、基準を示すこと、家族の形態と意識のズレを明らかにすることにあつたが、同じ家族のメンバーのなかでF Iが異なることを確認している。

藤見純子・西野理子は、N F R J 98（全国家族調査）データを使って、「日本人がいかなる親族を家族とみなしているか」を分析検討している。ここでは、家族認知の様相がさまざまなファクター（個人の年齢、ライフコース、時間経過など）により異なることが明示された。

これらの先行研究を踏まえていけば、さらに家族を構成するさまざまなメンバーのファミリー・アイデンティティや家族認知を個々に探る必要性が広がってくる。

いわゆる定位家族（生まれ落ちたところの家族）における「子」の立場は、「家族」が所与のものとして運命付けられているという点で、「大人」の立場とは大きく異なっている。本調査は定位家族のなかの子どもに対して「家族の境界、誰が家族か」を問うことで、家族意識の新たな視点を提供することになるだろう。

3. 調査対象者

〈調査対象者〉

札幌市在住の大学生（一部高校生）から、親との離・死別を経験した「子ども」を中心に調査協力者を募った。その結果、親との離・死別を経験した16名から1対1の対面聞き取り調査を行った。1回の所要時間は2時間程度である。比較対照のため、並行して親の離婚を経験していない22名に対してもインタビュー調査を行った。（親の離婚を経験した16名についてはプロフィールの一覧を参照されたい。）

調査者の年齢層が16歳から22歳までと限定的であるのは、「子ども」の立場で家族の再編過程の「記憶」を語りうるギリギリの年齢と判断したためである。子どもとしての記憶を残しつつ、ある程度過去の事実から距離を置いて振り返ることのできる年齢である。

〈調査時期〉

2002年7月～2005年9月

〈質問の主な内容〉

家族構成、親の離婚時の本人（子ども）の年齢、離婚前後の両親の状態、離婚後の生活変化への対応状況、親の再婚の有無、定位家族における父母認知と、再編家族における父母認知・きょうだい認知、「家族観」、本人が望む「結婚像」、親族との交流状況。

家族意識の変容過程－親の離婚を経験した子どもの事例調査から

〔調査対象者の概要〕

	離・死別前の家族構成	その後の家族構成	離・死別時の年齢	備 考
A-1	父・母・自分・妹2人	母・自分・妹2人	離別時6歳くらい	
A-2	父・母・姉・自分	母・姉・自分	離婚時3歳くらい	
A-3	父・母・自分・弟	母・自分・弟	離婚時小5	
A-4	父・母・姉・自分(男) ・妹	父・姉・自分・妹	離婚時小3年	現在は妹と児童施設母 は再婚し子どもあり
A-5	父・母・自分・妹	母・自分・妹	離別時3歳	小1の時母が再婚 その後小3に再離婚
A-6	父・母・自分	母・自分・継父	離別時2歳	再婚時小6
A-7	父・母・姉・兄・自分	母・自分	離婚時4歳	
A-8	父・母・自分	母・自分	離婚時小1	
A-9	父・母・兄・姉・自分	母・自分	離婚時小6	
A-10	父・母・自分・妹	父・祖母・自分・妹	離婚時小6	
A-11	父・母・自分・弟	父・自分・弟	離婚時短大1年	母は離婚後再婚
A-12	父・母・自分・姉	母・自分・姉	離婚時中1	
A-13	父・母・兄・自分	母・継父・兄・自分・弟	離婚時小4	父も再婚し子どもあり
A-14	父・母・自分	母・自分	離婚時中3	その後父母復縁
B-1	父・母・自分・弟	母・自分・弟・継父	父死亡時5歳	母と継父は事実婚
B-2	父・母・姉・自分・妹	母・継父・姉・自分・妹 ・異父妹	父死亡時小3	

4. 分析

4-1 親の離婚を経験した子どもにとって、家族とは誰か

「あなたのご家族は？」と聞かれたら、多くの人はためらわずに答えるだろう。離婚した夫婦（＝大人）であっても、自分の家族を答えることに「ためらい」はないのではないか。親の離婚を経験した子どもにとってはどうか。子どもたちの答えには、しばしば「ためらい」や「とまどい」が含まれていた。

本調査では、最初に調査対象者に対して「現在の家族構成は」と尋ねている。そのあと、話の流れのなかで「あなたにとって家族とは誰ですか」と聞きなおした。親の離婚を経験した子どもにとって、親の離婚前とその後で家族の境界（どこまでが家族か）にどのような変化が起きているのか。

ここでは、次の2点について調査結果を検討する。

- ① 離婚前後で、家族の境界は変化するのか。
- ② 家族に関わる呼称に変化があるのか。例えば、別れた方の親をどのように呼ぶか、親の再婚相手をどのように呼ぶか、別れた親の再婚家庭に生まれた子どもをどのように呼ぶか。

次の事例では、「家族構成は？」の問いに対して、「ためらい」のニュアンスが見られる。

* 「いちおう母と私の二人暮らしです。家族構成を聞かれるとちょっと構えてしまう。小さい頃から母と二人だったので、たいして気にはしていないんだけど、底のほうではやっぱり気にしてるっていうか・・・。(A-7)。」

* 「“家族は？”って聞かれれば、“いちおう母と自分の二人家族”ということなのですが、数年前まではどうやって答えたらいいのか迷いました。父とは頻繁に会っていたので、自分と父との関係は変わっていないというか・・・。数年前か

ら、戸籍上の家族を答えればいいのかって納得して。(A-8)」

「家族構成」に、離婚のため別居した親やきょうだいを含めて答える場合が見られた。さらに、「家族構成」に含まれるメンバーと「誰が家族か」に答えた家族の範囲が食い違う事例も複数あった。

- * 「現在の家族構成は母と姉と自分です (A-2)」と答えているが、姉はすでに結婚しており同居はしていない。“誰が家族か”という問いに対しては、「母と姉と姉の子どもたち(甥と姪)も家族に入れてもいいと思う。義理のお兄さんも入れるかな。父もいちおう家族じゃないかな。」と答えている。離婚時は幼少であり、父親の記憶はまったくないが、家族構成には入っていないが、「家族」だと答えている。
- * 「今の家族構成は母と妹と義理の姉です。母と父とは再婚で、姉は母の連れ子です。姉は結婚していて、甥が1歳になります。母は再婚していて、そこに5歳の子供がいます。(A-4)」ここでも、父親違いの姉が、すでに結婚していて同居していないにもかかわらず「家族構成」に入っており、また再婚した母親も、法律上は「親」ではなく、同居もしていないが「家族」に入れられている。
- * 「家族はお母さんと自分だけど、お父さんも家族だと思う。苗字も同じだし、父と親子の縁を切ったわけでもないし。(A-8)」この場合も、離婚によって別れた父親を「家族」と呼んでいるのである。

逆に、離婚後に別れた父親と頻繁に会っているにもかかわらず、「家族ではない」と答える事例もあった。

- * 「お父さんに対する愛着とか懐かしさはありませんね。へたに月に1回とか会ったりしてるから、かえてお父さんのイメージがなくなったっていうか、これが4歳ころからずっと会っていなかったりしたら、逆に恋しかったかもしれません。」

私の家族は母だけです。父は家族の枠に入っていないと思う。(A-7)」

母親の再婚相手が「事実婚」であり、同居が10年にも及んでいるのに「家族構成」に入らない場合もあった。

* 「実は母と一緒に暮らしている男性がいて、同居は10年くらいになりますが籍は入っていません。家族構成を聞かれたら、“母と弟と私”って答えていますね。学校などの公共の場や書類上でも、家族はその3人ということで。別に後ろめたいとかいうのではないのですが、いちおう法的にはそういうことになるので、そのほうが丸く収まるっていうか……。(B-1)」

別れたほうの親をどのように呼ぶか、親の再婚相手をどのように呼ぶか、離れた親の再婚先での子どもをどのように呼ぶかなどの「呼称」の問題はすでに別稿で論じたので詳細は割愛するが、結論だけを付記すれば、実親に関しては別れていても「お父さん」「お母さん」という呼称が継続する場合がほとんどであったが、親の再婚相手（継父）の呼び名は多様であった。別れた親の再婚家庭で生まれた子どもは、会ったことがなくても「弟」「妹」と呼ばれる事例が多かったことは意外な結果であった。

家族とは血縁か、家族とは同居していなければならないのか、家族とは法律的に認められていなければならないのか、親の離婚を経験した子どもには自問している場合が多かった。まさに、「『家族』であったとされるもの、『家族』であるとされるもの、もしくは『家族』となりうるとされるもの」は、親の離婚を経験した子どもたちの日常的な実践によって様々に描き出される「現象」なのである。

4-2 家族の基本イメージの調整—他者への説明

私たちの社会には、多くの人々によって合意されている「家族」の基本イメージが存在している。この基本イメージとは、「近代家族像」と言い

換えてもよい。私たちは近代家族像に則った基本イメージを強く内面化している。しかも厄介なことに、この近代家族像は家族の「倫理的なモデル」として機能してきた側面がある。前項4-1で示したように、家族構成を尋ねられて「とまどい」を見せるのは、自分の家族が他者が持っている家族の基本イメージと合っていないのではないかという懸念からであるとも考えられる。

本調査では、おもに小学生の時期に親が離婚した場合に、そのような家族の変化を他者に説明するときに、自分の現実の家族と他者の基本イメージとのあいだで「調整」をしなければならなかった過程が語られた。親の離婚を経験した子どもにとって、自分の家族を他者に対してどのように話すか。それはひとつの「ハードル」のようである。

他者の持つ「家族のイメージ」と自分の家族との「ズレ」について、本調査では次のように語られている。

- * 「フツウの家族と違うところは、(他者に対して) 家族を説明する言葉を持たなければならぬ、ということでしょうか。(A-1)」
- * 「友だちに“お父さんは？”って聞かれたとき、困ったことはありました。いるんだけどいない、って感じで。離婚したっていうことを、中学くらいまでは友だちにも言いにくかったです。(A-8)」
- * 「今は、友だちには家族のことを聞かれる前に“父親はいない”って言うっておく。“父親はいないんだよね、離婚して”とか言うと、そこでやっぱり一瞬気まづくなったりするけれど……。フツウに“ごめんね”とか言われると気まずいですよ。謝られるのは、こちらとしても申し訳ない。私としては(父がいない状態は) 当然のことなのに、相手にとっては当然のことではなくて、気を遣わなくちゃいけないシチュエーションなんだということが……。(A-1)」
- * 「私は背が高いんですけど、“背が高いね、お父さんもお母さんも高いの？”って言われると、お父さんのことはわからないので答えるのにとまどったり。相手

にとっては、何でもないことだっていうのはわかっているんですけど。お父さんがいるのは当たり前っていう前提があるんですよね。(A-5)」

- * 「小3のときに親が離婚しましたが、友だちにはフランクに言えなかったし、そのことが自分の引込み思案につながっていたのではないかと、今はそう思えます。父親のことや家庭のことは聞かれなくなかった。一番聞かれなくなかったのは“お父さんは何してるの”ということです。そう聞かれたときは、何とかその場を流したい、早く切り上げて話題を変えようと思いましたね。(A-2)」

特に母親と別れた場合は、その母親の「不在」を「知られないため」の調整に苦心をした形跡があった。

- * 「お母さんが出て行って、友達には“お母さんはおばあちゃんが病気なので看病に行っている”ということにしていました。小学校を卒業するまで、友だちには本当のことは言っていませんでした。だから、友だちには相談できなかった。知られたら、いじめられるかなって思って。多分、そういうことはなかったと思いますが・・・。(A-10)」
- * 「母がいなくなったことを友だちに説明するようなことは特にありませんでしたが、運動会なんかでは“お母さんは仕事で来られない”とウソをつきました。怪しまれることはなかったですね。(A-4)」

親の離婚を経験した子どもの立場にある独特な心理状況が語られているが、このような心情は、だいたい中学あるいは高校、大学と年齢が高まるにつれて克服されていく様子も明らかにされた。離婚のタイミングや子どもの年齢が大きく作用していると思われるが、離婚の告げられ方やその後の生活変化のあり方なども、自分の家族を他者にどのように説明するかということに関わっている。同様な家庭環境にある友人に出会って、状況をお互いにカミングアウトすることで「楽になった」と話す事例も多かった。

4-3 記憶と家族一どのような思い出が語られたか

R. ベラーの表現を借りれば、家族は「記憶の共同体」のひとつである。家族の構成員が何らかの記憶を共有することは、家族の共同体としての凝集性を強化するだろう。木下祐美子は本調査とほぼ同時期にフランスにおいて「親の離婚を経験した子どもへの調査」を実施しているが、そこでは家族の写真を媒介として、家族の記憶がその家族の継続性を維持していくことに着目している。

本調査では、「家族に関わる一番強烈な記憶」として、離婚を予兆させる両親の争う場面、離婚が決定付けられた状況を語る子どもが多かった。楽しかった思い出などが懐かしく語られることは、本調査ではほとんどなかった。

本調査において語られた家族の記憶は、次のような特徴を呈している。

- ① 一番強い記憶として語られた内容は、ほとんどの子どもにおいて、離婚を告げられた場面であったり、それを予感させた父母の争いの場面であった。
- ② 共有する記憶があるかぎり、家族の継続性が保たれているという意識を語った子どもがいる一方で、意識的に記憶に封印しようとする事例もあった。
- ③ 家族旅行や家族一緒の外出、食事などの風景が、「ちゃんと家族していた」という証拠として語られる場合があった。

就学前あるいは小学校低学年に両親が離婚し、離婚前の家族との思い出がほとんどない場合でも、別れる場面や親の争う場面を鮮明に記憶に残していることを強調する事例があった。離婚時の子どもの年齢が高くなれば、離婚時の風景はさらに鮮明に語られた。

* 「父と別れたのは私が小学校へ入るか入らないかの時期だったので、(一緒にいたという)記憶はほとんどありません。強烈に記憶に残っているのは、父と母が

ケンカしているときのことですね。私は図鑑かなんかを読んでいて、そばで父と母がケンカをしていて、やめて欲しかったけれど、それを言い出すことができずに一人で泣いていたという記憶。はっきり覚えているのはそういうことです。

(A-1)』

* 「4歳のときに、父が姉と兄を連れて出て行きました。一軒家だったのですが、生まれたときからいた家に、私と母だけが残って、父たちが出て行ったという感じですよ。そのときのことはすごく覚えているんですよ。父と姉と兄と一緒に出て行って、家の中で母親がすごく泣いていた、そこだけをすごくよく覚えている。あとは、姉と兄がよくケンカしてたことくらいしか覚えていないのですが……。4歳頃に別れるっていうのも、時期的には良かったかなと思いますね。もう少し大きかったから、また記憶とか思い出とかがはっきりしていて、辛かったかもしれないし。受身だから、状況に慣れるしかないわけですから。(A-7)』

* 「離婚した頃の記憶はあります。母がだんだん家にいなくなってきて、最初のうちは日曜日とかに帰ってきていたけれど、そのうち電話だけになって、それから連絡もなくなってきて、ある日父から、きょうだい3人の前で“お母さんと離婚した”と聞かされました。“やっぱり”という感じだったと思う。もう会えなくなるのかなという寂しさはあったけれど、僕はお父さんが好きだったから、何とかやっていけるかなと思いました。そのときの気持ちは、わりとしっかり覚えています。(A-4)』

* 「2番目のお父さん(継父)が、母とケンカしている姿は覚えていますね。母親が階段の上において、玄関のところに父がいて、私はリビングのドアの隙間から見ていたのですが、“出て行く”とか何とか、家はどっちのものだ、とか、そういう言い争いをしていて、恐かったという記憶があります。(A-5)』

あえて、思い出や記憶を封印する場合もある。

* 「父の記憶は何もないし、父に何かをしてもらったという思い出もありません。私は離婚のことは聞きたくない。いやだなあという気がして。離婚の原因は聞い

ていないから今でもわからないし、知りたいとも思いません。・・・父親がなくて寂しいとは感じませんでした。写真を見ても覚えていることがないので、“ああ、こういう人だったんだ”と思うだけ。懐かしんでも仕方がない存在だし、いないということを認識したくもないから、だからかえって父親のことは思い出したくないんです。(A-2)」

次の事例では、家族の記憶や愛着が、家族の継続性として追認されている。

- * 「家族って、やっぱり、父も家において、母もいて、私と弟と4人揃っている時に家族かなと思います。それが家族の姿かなって。でも、今は3人ですけど、それも家族ですよ。家族っていうなら、両方の祖父母も家族。小さい頃からの記憶とか愛着とか、思い入れからできているのが家族じゃないかな、そういうものがずっと継続しているから、お父さんも家族だし、祖父母も家族なのだと思います。(A-3)」
- * 「離婚したからって、家族がバラバラになるっている気はしませんでしたね。母がいればよかったし。家族って、会わなくてもつながっているものじゃないかな。会ってなくても、絶対忘れないじゃないですか。顔は忘れてたりしても、お父さんっていう人、お父さんがいたっていうことは忘れない。思い出も忘れないし。お兄ちゃんとも会っていないけれど、忘れないし、声とか忘れてないです。死んじゃっても、忘れないですよ。家族は忘れないものかなって。忘れようと思っても忘れられない。(A-9)」
- * 「小学校へ入学する前までは、家族でどこかへ行くようなこともあって、ちゃんと家族をやっていました。小学校へ入学してからはそういうことはなくなりましたが・・・。家族で遊園地へ行ったりという記憶はちゃんとあります。どこかへ出かける家族というのが、フツウの家族なんだと思うんですよ。本やテレビに出てくるみたいな。自分たちの家族にもそういう頃があったと思います。(A-4)」

4-4 語られた未来一大家族への執着と家族からの解放

ジョーゲンセンらは、離婚に対する寛容的な考え方が離婚率の上昇に影響しているのかどうかを実証的に研究するために120組の夫婦を対象に聞き取り調査を行っている (Jorgensen & Johnson, 1980)。それによると、「定位家族において離婚を経験した場合は、離婚に対して肯定的になる」という仮説は支持されないことが報告されている。本調査でも、親の離婚を経験した子どもたちは、自分自身の結婚観を語るときに強く「離婚」を否定することが多かった。一方で、親の離婚を経験していない子どもは自分が将来離婚する可能性について、「必要なら離婚も仕方ないかも」というような寛容さを示すことが多かった。離婚への寛容さは、定位家族において離婚を経験していない子どものほうに、より強く感じられた。

例えば、将来万が一、自分が離婚するようになることについては、次のように強く否定する場合が多かった。

- * 「自分が結婚したら、離婚は絶対にイヤです。自分の子どもには絶対同じ思いをさせたくない。自分の子どもは離婚を経験しても、私と同じようには感じないかもしれないけれど、離婚は絶対にイヤ。(A-2)」
- * 「自分が将来結婚するということは考える。そのときには、絶対子どもを自分のような目に遭わせたくない。結婚したからには、離婚はしたくありません。(A-4)」
- * 「離婚はしたくありませんね。家族は、父と母と子どもという関係が守られていたほうがいいと思いますから。特に男の子がいた場合は、やはり母親では教えられないことがあると思うし、父親と母親が揃っていたほうがいい。(A-3)」
- * 「私は無駄なことは嫌いなんです。結婚して離婚するなんて、ものすごくムダですね。私は絶対にそんなことはしたくない。離婚するくらいなら、最初から結婚なんかしません。(A-13)」

本調査と並行して、親の離婚を経験していない子どもへのインタビュー調査も予備的に実施しているが、家族を「空気のようなもの」「特別に意識したことがない」などと表現する場合が多く、家族への意識の屈託のなさが際立った。

親の離婚を経験した子どもは、家族を意識し、家族と向き合い、家族を捉えなおすことで自分自身のアイデンティティを確保しようとする。自分の結婚についても慎重に考えざるを得ない。

* 「フツウの家の子どもと一番違っているところは、家族に執着してるってことだと思いますね。(A-5)」親の離婚を経験した子どもにとって、家族は常に意識される存在であることが感じられる。

* 「自分は結婚披露宴なんかしなくてもいいと思っています。結婚式とか憧れる気持ちも少しはありますが、現実的に考えると父母が揃っているわけじゃないし、披露宴なんかしなくてもいいと思います・・・。母は(祖母に頼りきりで)3人の子どものちゃんと育てられなかったけれど、私は自分の子どもをちゃんと育てることで母にリベンジしたいという気持ちがある。子どもと関わりながら、育児と仕事を両立させて、私一人でも子どもを立派に育てられるということを証明してみたいんです。自立した女性として子どもを育てる経験をしたいんですよね。(A-1)」

* 「親の離婚も、それがあったから少しはしっかりできたと、今は思えます。離婚がなかったら、自分で学費を稼ぐということも考えなかったでしょうから。何があっても大丈夫かなあという強さみたいなものは、おかげで身についたかもしれません。(A-2)」

「家族への執着」と「自立への希求」が葛藤し、それが自分の自由意志

だけでは簡単に解決できる課題ではないということを何人もが語っている。

- * 「今は家族を捉えなおしたいと考えている時期ですね。就職というか進路を考えているときですが、私は独立して自立したいと思っているけれど、自分が家を出たら、今の家族はどうなってしまうんだろうと考えると、わからなくなります、これから弟も進路を考える時期が来るけれど、そういうときは私が相談に乗らなければならないと思うし。父がいれば、私も自由に家を出て行けると思いますが、いつもどうしたらいいんだろうとためらいがある。今、家を出るっていうことは考えにくいですね。弟が心配で。(A-3)」
- * 「短大に入学して、姉も私も一緒に家を出たので、母が一番寂しがっているかもしれません。そのことは気がかりでした。でも、母にはずっとお付き合いしている男性がいて、その人が週末には家に来てくれているようなので、安心しました。実は、その男性の存在を知ったのは、高校生のときです。そのときは理解できなくて、姉もずいぶん反抗していました。でも今は、その人がいてくれてよくなったなって思っています。私が一生母親と一緒にいられるわけではありませんから。(A-12)」

家族は、子どもの帰属意識やアイデンティティ欲求を満たす場でもある。現在施設で生活している彼は、「家族とは何か」を考えながら、自分と向き合っている。

- * 「自分が定まらないような気がするんです。いろいろなことがあったし。もし、親の離婚やその後の父親の死ということがなくて、フツウに家族が続いていて、自分がそのような家族のなかで暮らしていたら、今のように自分が定まらなくて、自分を振り返って“自分は何なんだろう”とか考えることもなかったと思います。そういう経験があったおかげで、自分は他の人よりそういうことを意識して考えるようになったと思います。最近では、今までの経験があったから、今こうやって自分を振り返って考えることができるのだと、今までのことをプラスに考えようとしています。父が死んだ時には、どうしてなんだって怒りが湧いたときもあっ

たし、母が離婚した時も、母を責める気持ちはあったけれど、今は、昔いろんなことがあったから、今の自分があるんだって思っています。自分をしっかり持っていたい。そのためにも、今までの経験も自分なりに考えておきたいと思っています。これまでの自分の家族のことを整理するということは、今じゃなくても、いずれは自分が考えなくてはならない作業なのだと思います。親の離婚によって自分の生活が途切れたというふうには思わない。継続しているなかで考えているのだと思います。将来は公務員になりたい。やっぱり、家庭を支えていくということが一番大事だと思うから。安定した生活をして、家族を支えていきたい。これからの時代は共働きの時代だと思うし、・・・・・家族旅行もして、・・・・・固定観念があるかもしれませんね。・・・・・家族について、これからも何度も問いかけると思う。(A-4)」

4-5 当事者としての「子ども」

日本では、親の離婚によって影響を受ける子どもの立場を認識しながらも、離婚の当事者はあくまで夫婦であり、子どもはその結果を受け入れるしかない立場とされてきた。しかし、弁護士などの現場担当者からは、子どもを親の離婚とどのように関わらせるか、子どもを蚊帳の外に置かないことでどのような効果がるのか、といった事例が報告されてきている。

本調査においても、①離婚した事実のみが子どもに伝えられた場合と、②離婚に際して何らかの選択可能性が子どもに示された場合の2種類が語られた。その時点での子どもの年齢に拠るところも大きいですが、子どもに対して「選択可能性」を示した事例について紹介したい。

* 「母から“お父さんと離婚することになったけれど、どちらと一緒に住むかはあなたたちが決めていいよ”と言われました。(中学1年の)兄が先に、“お母さん”と言ったので、“私も”ということで母と暮らすことを決めました。(その場に)父もいましたが、あまり話さなかった。いつでも会うのは自由によって、

それは言われましたね。それで、3人で東京から母方の祖母が住んでいる札幌へ引っ越してくることになったんです。(A-13)」

この話し合いの時点で、本人は小学4年であった。この事例では、離婚という出来事を家族全員の問題として捉え、子どもも当事者として意思決定過程に加えようとする親の姿勢が感じられる。兄が中学生であったことも関係しているかもしれないが、そのことよりもやはり両親の考え方によるのだろうと思われる。この家族は父親の仕事のために2年間アメリカで暮らしており、ひょっとしたらそこでの経験が何らかの影響を与えているのかもしれない。意思決定過程に子どもたちを加えるというこの母親の態度は、2年後の再婚の時にも一貫して守られている。再婚を決めた時にも、同様に子どもたちの意向を尋ねており、その際に兄の方は実父との同居を希望し東京へ戻っている。彼女は、「私までお父さんの所へ行ったら、母が一人になって可哀相だと思ったので、私はお母さんと一緒に残ることにしたんです」と語っている。「お父さんと会おうと思えば、いつでも会えんです。お金がかかるから今までは会いに行ってませんが、卒業して就職したら、自分のお金で会いに行こうかなって思っています。」離婚の場面で、当事者として何らかの意思決定過程に参加していることが、実父との交流も常に開かれているのだという自信にもつながっており、情緒の安定に寄与したのではないか。この事例では、子どもへの「離婚の伝えられ方」がその後の適応にプラスに作用していると考えられる。

アメリカの児童精神科医によって書かれた「離婚して子どもを幸せにする方法 (Benedek, 1999)」では、“子どもに離婚をどう伝えるか”について多くのページを割いている。著者のベネデックは、豊富な臨床経験から、「別居や離婚をどう告げるか。これによって、子どもが家庭の節目で生じるさまざまな変化に順応していけるかどうか」が決まるとまで言い切っている。たとえ子どもが4歳以下であっても、わかりやすい言葉できちん

と離婚について話す必要があること、できれば夫婦が揃って子どもと話し合う場を持つことが望ましいなどと指摘されている。

弁護士の坪井節子は、さまざまな離婚事件に関わった経験を踏まえて、親の離婚に巻き込まれる子どもたちも、離婚の当事者として正当な地位を認められるべきであると主張している。

ここで離婚のノウハウを論じるつもりはないが、子どもが家族において、大人とのパートナーシップを発揮しうる存在であることは本稿の立場である。そのような視点から、子どもが離婚の当事者のひとりとして、どのように立ち現れるのかについて示唆のある事例であった。他にも、苗字の選択や居住地（学校区）の変更について、子ども自身に選択が任された事例も見られた。

5 まとめ

本稿の目的は、親の離婚を経験した子どもの語りを通して、家族形態の変化を契機に彼らの家族意識がどのような変容過程を辿るのかを明らかにし、そこから子どもにとっての近代家族（Modern family）の意味付けを逆照射することにあつた。親の離婚は、自分自身に対しても、他者に対しても、家族の捉えなおしを要請するライフイベントであり、本調査ではその微妙な相互作用が明らかにされている。結果的には家族における子どもが決して従属的な存在ではないことを確認する作業となった。子どもを従属的な地位に置かざり、子ども自身に「誰が家族か」を問うこと自体が無意味になってしまう。子どもにとって、「家族」は所与のものとして自明化され続けているものではないのである。

家族にも深く個人主義化が浸透し、家族規範の希薄化は日常的現象になっている。家族が「ライフスタイル化」するならば、「家族」は子どもにとって所与のものであり続けるわけではなく、選択の可能性を持ったものとして浮上する。ならば、子どもにとって「家族は誰か」を聞くことには大き

な意味があると考えられる。

また、本調査の分析から、家族形態と意識の間にズレがあることも明らかにされた。例えば、現実の家族構成（形態）においては、離婚によって父または母が不在となっているのに、意識のなかでは「家族の一員」として存在し続けている場合である。家族がひとつの現象となり、人々がその集団性よりも、関係性にこそ意義を見出すようになったと指摘されているが、まさに家族として期待される「関係性」こそが家族の基盤となりえていることもはっきりと語られた。

山根常男は、家族を具象的存在、機能的存在、そして心理的存在の三つに側面から捉えている(山根、1986)。心理的存在としての家族とは、それが存在しなくなっても心の中に依然として存在しつづけ、個人の態度・行動に意識的・無意識的な影響を与えるものである。子どもにとっての定位家族は、まさにそのような「心理的存在」である。親の離婚を経験した子どもの「語り」から抽象的であった心理的存在としての家族が具現化したとも考えられる。

山田昌弘は、「子どもの情緒的発達には両親が不可欠である」という言説は近代家族イデオロギーのひとつかもしれない、という興味深い指摘をしている(山田、1992)。本調査結果においても、「親が一人だと決められている社会なら、そのほうがよかった。父親と母親が揃っているという制度が前提となっているから生きにくいと思う」、「父親は仕事でいないことが多かったので、離婚して父と別れたあともあまり気にならなかった」、「母親ひとりで十分だと思う」などの言葉があった。しかし一方では、4-4で分析したように、自分の将来の家庭については両親が揃っていることを志向する気持ちも強い。親の離婚を経験した子どもたちの事例調査をさらに進める中で、近代家族が前提としている「両親性」のイデオロギー的傾向を探ることを今後の検討課題としたい。

参考文献

- ・石原邦雄「戦後日本の家族意識—その動向と研究上の問題点—」、1981、「家族史研究」編集委員会編『家族史研究』第四集、大月書店
- ・正岡寛治「ライフコース研究の課題」、1996、『ライフコースの社会学』、岩波書店
- ・J. F. グブリアム、J. A. ホルスタイン「家族とは何か—その言説と現実」、1997、鮎川潤ほか訳、新曜社
- ・上野千鶴子、1991、「ファミリー・アイデンティティのゆくえ」上野他編『シリーズ変貌する家族1 家族の社会史』岩波書店。
- ・上野千鶴子、「近代家族の成立と終焉」、1994、岩波書店
- ・原ひろ子、「家族のアイデンティティ」、2001、原他編『家族論』放送大学教育振興会。
- ・落合恵美子、「近代家族の曲がり角」、2001、角川書店
- ・山田昌弘、「福祉とジェンダー—その構造と意味」、1992、『家族研究年報』17
- ・山田昌弘「近代家族のゆくえ—家族と愛情のパラドックス」、1994、新曜社
- ・山田昌弘「家族というリスク」、2001、劉草書房
- ・丸山茂「家族のレギュレーション」、1999、御茶の水書房
- ・丸山茂「家族のメタファー」、2005、早稲田大学出版部
- ・野々山久也「離婚の社会学」、1985、日本評論者
- ・野々山久也ほか編「いま家族に何が起きているのか」、1996、ミネルヴァ書房
- ・丸山茂「家族のレギュレーション」、1999、御茶の水書房
- ・丸山茂「家族のメタファー」、2005、早稲田大学出版部
- ・木下裕美子『家族の記憶—親の離婚を経験したフランス青少年を対象とした事例の一考察』、2005、「現代社会理論研究」第15号

- ・イリサ・P・ベイネイデックほか「離婚して子どもを幸せにする方法」、1999、高田裕子訳、日本評論社
- ・色川卓男「離別母子世帯の家族意識・規範」、1999、『ワンペアレント・ファミリー（離別母子世帯）に関する6カ国調査』（財）家計経済研究所編
- ・坪井節子「離婚における子どもの権利保障」、1997、『子どもの人権双書 1 家庭の崩壊と子どもたち』平湯真人編、明石書店
- ・佐々木美智子「日本の離婚と子どもの実態」、1992、『離婚の比較社会史』有地亨・老川寛編、三省堂
- ・神田文子「配偶関係の違いにみる親と子」、2001、『現代日本の親子関係』、日本家族社会学会
- ・西村純子「家族構造と家族ストレス—ひとり親、ふたり親、ステップ・リレーション」、2001、『現代日本の親子関係』、日本家族社会学会
- ・渡辺秀樹編「変容する家族と子ども」、1999、教育出版社
- ・藤見純子・西野理子「親族と家族認知」、2004、『現代家族の構造と変容』第16章、東京大学出版
- ・Amato, P. R., 2000, “The Consequences of Divorce for Adults and Children”, *Journal of Marriage and the Family*
- ・Amato, P. R., 1996, “Explaining the Intergenerational Transmission of Divorce”, *Journal of Marriage and the Family*
- ・マーサ・A・フェインマン、上野千鶴子監訳、2003、『家族、積みすぎた方舟—ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房。
- ・山根常男、「家族と社会—社会生態学の理論をめぐって」、1998、家政教育社